

大府市告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項及び大府市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条の規定に基づき、次の都市計画を決定するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに当該都市計画の案について大府市に対し、意見書を提出することができる。

令和7年7月7日

大府市長 岡村 秀人

都市計画の種類及び名称

知多都市計画大府長草西部工業地区計画の決定（大府市決定）

都市計画を定める土地の区域

大府市長草町杵口下ほか 約24.6ha

縦覧場所

大府市役所 都市整備部 都市政策課

縦覧期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月22日（火）まで

ただし、閉庁日は除く

午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後7時15分まで）